

広陵町ホームページ有料広告掲載取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、広陵町有料広告掲載取扱要綱（平成30年4月1日施行）に基づき、広陵町（以下「町」という。）が作成する広陵町ホームページ（以下「町ホームページ」という。）への有料広告の掲載の規格、掲載枠、掲載料、申込み、決定等について、必要な事項を定めるものとする。

(規格及び掲載枠)

第2条 掲載する広告は、バナー広告とし、掲載規格は1枠につき縦62ピクセル×横150ピクセルで4キロバイト以下のGIF形式又はJPEG形式とする。

2 広告掲載の場所（町ホームページのうち、広告を掲載するために設けられた区画をいう。）は、町ホームページのトップページで町長が指定した位置とする。

3 掲載枠は、最大10枠とする。

4 広告の表現が次の各号のいずれかに該当するものは掲載しない。

(1) 閲覧者の意志に反した動きをしたり、閲覧者に誤解を与えるおそれがあるもので、次に掲げるもの

ア 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」等のボタン機能を有するもの

イ アラートマークの機能を有するもの

ウ ラジオボタンの機能を有するもの

エ テキストボックスやプルダウンメニューの機能を有するもの

(2) GIF形式による動画を用いる場合で、次に掲げるもの

ア 過度に鮮やかな模様・色彩を使用し、反転表示が継続するもの

イ 広告の大部分の領域が2秒未満の間隔で切り替わるもの

ウ 社会問題又は個人若しくは団体の意見広告を内容とするもの

エ 政治性又は宗教性のあるもの

オ その他閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの

(3) 文字やイラストなどの解像度が低い等で、鮮明さに欠けるもの

(4) 閲覧者が町ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれのあるもの

(掲載期間)

第3条 掲載期間は月単位とし、連続する掲載期間は最大12月とする。

(広告掲載料)

第4条 広告の1枠当たりの掲載料（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税を含む。以下「広告掲載料」という。）は、月額5,000円とする。ただし、6箇月分の広告掲載を一括で申し込むときは27,000円、12箇月分の広告掲載を一括で申し込むときは48,000円とする。

(広告の申込み)

第5条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、あらかじめ町と協議

の上、広陵町ホームページ有料広告掲載申込書（様式第1号）又は広陵町ホームページ有料広告掲載申込フォームに掲載しようとする広告のデータその他町長が必要と認める書類を添えて、掲載希望日の属する月の前月の末日（申込者がこの日に広陵町ホームページ有料広告掲載申込書（様式第1号）を持参しようとする場合において、その日が休日に当たるときは、その日以前においてその日に最も近い休日でない日）までに、町長に申し込まなければならない。

（広告掲載の決定）

第6条 町長は、前条の規定による申込みがあったときは、速やかに広陵町有料広告掲載取扱要綱第4条第1項の規定により設置した広報掲載審査会（以下「審査会」という。）において掲載の可否の審査を行い、掲載を可とするときは、広告掲載承認決定通知書（様式第2号）により、掲載を不可とするときは、広告掲載不承認決定通知書（様式第3号）により申込者に対し、通知するものとする。

2 掲載を可とする広告が複数あり、第2条第3項に規定する掲載限度枠を超えるときは、第5条の規定による広告の申込みを受理した順により決定するものとする。

（掲載箇所と順位）

第7条 各々の広告の掲載箇所（広告掲載場所のうち、広告ごとに定められる掲載区画をいう。）については、審査会が決定する。

（広告掲載料の納入）

第8条 前条の規定により広告の掲載を可とする決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、町長が指定する期日までに当該広告掲載料を全額納入しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

2 既納の広告掲載料は還付しない。ただし、広告主の責めによらない理由によって広告の掲載ができなかったときは、還付することができる。

（広告の内容等の変更）

第9条 町長は、広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページの内容（以下「広告の内容等」という。）が各種法令に違反している、若しくはそのおそれがある、又は広陵町有料広告掲載取扱要綱及び基準に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

（広告掲載の取消し）

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告主への催告の上、広告掲載を取り消すことができる。

- （1） 指定する期日までに広告掲載料が納付されないとき。
- （2） 前条の規定による広告の内容等の変更を広告主が行わないとき。
- （3） その他、町ホームページへの広告掲載が適切でないと、審査会が判断したとき。

（補則）

第11条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和５年６月２１日から施行する。

別表（第2条から第4条関係）

広陵町有料広告の規格及び掲載料の基準

○町ホームページの広告の規格等

色	カラー（ただし、過度な色合いを避けること）
基本サイズ（1 枠）	縦 62 ピクセル×横 150 ピクセル
広告掲載料（町内） （基本サイズ 1 枠、1 か 月、消費税を含む）	5, 0 0 0 円 ただし、6 か月一括申込みの場合は 2 7, 0 0 0 円、 1 2 か月一括申込みの場合は 4 8, 0 0 0 円とする。
広告掲載料（町外） （基本サイズ 1 枠、1 か 月、消費税を含む）	7, 0 0 0 円 ただし、6 か月一括申込みの場合は 3 9, 0 0 0 円、 1 2 か月一括申込みの場合は 7 2, 0 0 0 円とする。
版下作成及び提出	完成されたデータでの提出とし、掲載希望枠の比率を変えず に作成したもの。

広陵町ホームページ有料広告掲載申込書

年 月 日	
広陵町長 殿	
申込者 住所	
商号又は名称	
代表者氏名	
電話	
E メールアドレス	
次のとおり有料広告を掲載したいので申し込みます。	
基本サイズ	バナー広告 1 枠の大きさは縦 62Pixel・横 150Pixel
掲載希望期間	年 月 日から か月 掲載期間は、最大 1 2 か月です。

（町内に住所又は事業書の所在地を有する申込者のみ記入）

☐ 私は、有料広告の掲載の決定に際し、必要となる租税に関する公簿の閲覧及び必要に応じて町長が求める書類を提出することについて、同意します。

同意者氏名（自署又は記名押印）

ホームページ広告掲載承認決定通知書

年 月 日

様

広陵町長 印

年 月 日付けで申込みのあった有料広告の掲載について、下記のとおり掲載することに決定しましたので、広陵町ホームページ有料広告掲載取扱基準第6条第1項の規定に基づき、通知します。

記

- 1 掲載内容
- 掲載期間 年 月 日から か月
- 広告掲載料 円
- ※納入期限 年 月 日
- 2 掲載条件
- 広陵町有料広告掲載取扱要綱及び広陵町ホームページ有料広告掲載取扱基準による。

ホームページ広告掲載不承認決定通知書

年 月 日

様

広陵町長

印

年 月 日付けで申込みのあった有料広告の掲載について、次の理由により掲載しないことに決定しましたので、広陵町ホームページ有料広告掲載取扱基準第6条第1項の規定に基づき、通知します。

不承認の理由